

第27回大阪市動物愛護推進会議 次第

- 1 会議名称 第27回大阪市動物愛護推進会議
- 2 開催日時 平成28年2月2日(火) 午後2時～3時30分
- 3 開催場所 大阪市役所 地下1階 第3共通会議室
(大阪市北区中之島1-3-20)

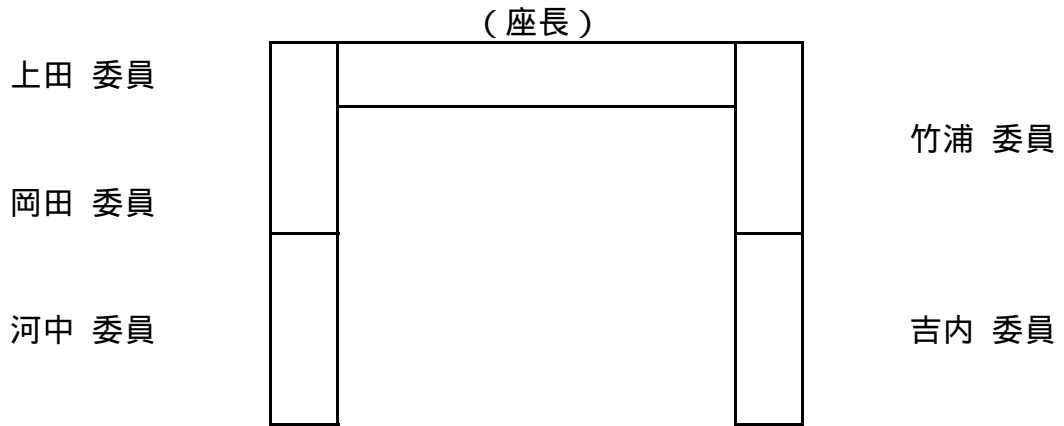
4 内 容

あいさつ

議題

- (1) 座長の選任について [資料1]
- (2) 大阪市動物愛護推進会議のあり方について [資料2]
- (3) 所有者不明猫適正管理推進事業について [資料3]
- (4) 平成26年度大阪市動物愛護推進員研修開催結果について [資料4]
- (5) 学校飼育動物相談対応について [資料5]
- (6) その他

配席表



事 務 局

| | | | | |
|---|--|--|--|---|
| 辻本 主幹 <small>(健康局 生活衛生課兼 動物管理セン ター)</small> | 川人 課長 <small>(健康局 生活衛生課)</small> | 辻 部長 <small>(健康局 生活衛生担当)</small> | 堀本 所長 <small>(健康局 動物管理 センター)</small> | 松村 副主幹 <small>(健康局 動物管理 センター分室)</small> |
|---|--|--|--|---|

事 務 局

| | | |
|------------|--|----------|
| 栗山 担当係長 | 中本 担当係長 <small>(健康局 生活衛生課)</small> | 中川 係員 |
|------------|--|----------|

| | |
|--------|-----|
| オブザーバー | 事務局 |
|--------|-----|

| | |
|---|---|
| 倉橋 主査 <small>(大阪府動物愛護畜産課)</small> | 木村 係員 <small>(健康局 動物管理センター)</small> |
|---|---|

傍 聴 席

資料等
傍聴受付表

大阪市動物愛護推進会議 委員名簿

(敬称略 50音順)

| 氏 名 | 所 属 ・ 職 名 |
|--------|------------------------------|
| 上田 健治 | 公益社団法人 日本愛玩動物協会 大阪府支所 会員 |
| 岡田 利也 | 公立大学法人 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授 |
| 河中 さかえ | 公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部 会員 |
| 竹浦 哲也 | 公益社団法人 日本動物病院協会 会員 |
| 吉内 龍策 | 公益社団法人 大阪市獣医師会 会員 |

大阪市動物愛護推進会議開催要綱

(目的)

第1条 「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)第39条の規定に基づき、動物愛護推進員(以下「推進員」という)の委嘱の推進、同推進員の活動に対する支援等を行い、動物の愛護及び管理、動物の適正飼養を推進するために、大阪市動物愛護推進会議(以下「会議」という。)を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、動物に関する専門の学識経験を有する者、動物愛護の推進に識見を有する者、動物愛護を目的とする公益法人及び獣医師会等の団体に属する者その他大阪市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱(委託)する。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第4条 市長は、専門的事項の検討について必要があるときは、専門部会を開催することができる。

(意見の聴取)

第5条 市長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は健康局長が定める。

附則

(委員任期)

この要綱により最初に委嘱・任命を行った委員の任期については、第4条1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成15年3月25日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年3月12日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。